

地方独立行政法人京都市立病院機構病院等管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）が設置する病院、診療所及び介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療科目等)

第2条 病院の診療科目及び病床数は、別表第1のとおりとする。

2 診療所の診療科目は、内科及び外科とする。

3 地方独立行政法人京都市立病院機構定款第15条第6号に規定する病院及び介護老人保健施設により行われる介護サービス等は、次に掲げるものとする。

(1) 京都市立京北病院

ア 健康保険法第88条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）

イ 介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護（以下「訪問看護」という。）及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護（以下「介護予防訪問看護」という。）

ウ 介護保険法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という。）及び同法第8条の2第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導（以下「介護予防居宅療養管理指導」という。）

エ 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）及び同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「介護予防通所リハビリテーション」という。）

(2) 京都市京北介護老人保健施設

ア 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。）及び同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介護」という。）

イ 介護保険法第8条第28項に規定する介護保健施設サービス（以下「介護保健施設サービス」という。）

(受付時間、休診日等)

第3条 京都市立病院において行う外来診療（救急診療に係るものを除く。以下同じ。）の受付時間及び休診日（外来診療を行わない日をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。ただし、理事長は、必要があると認めるときは、これを変更することがある。

受付時間 午前8時30分から午前11時まで

休診日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで（以下「年始等」という。）

2 京都市立京北病院において行う外来診療の診療日及び受付時間は、別表第2のとおりとする。ただし、理事長は、必要があると認めるときは、これを変更することがある。

3 京都市立京北病院において行う第2条第3項第1号に掲げる介護サービス等(以下「指定訪問看護等」という。)の受付時間及び受付をしない日は、次のとおりとする。ただし、理事長は、必要があると認めるときは、これを変更することがある。

受付時間 午前8時30分から午後5時まで

受付をしない日 日曜日、土曜日、休日及び年始等

4 診療所の診療日及び受付時間は、別表第3のとおりとする。ただし、理事長は、必要があると認めるときは、これを変更することがある。

(診察券の交付)

第4条 理事長は、病院又は診療所において診療を受けようとする者に対し、別に定める診察券を交付するものとする。

(診察券の提示)

第5条 病院又は診療所において診療を受けようとする者(初めて診療を受けようとする者を除く。)は、利用のつど前条の診察券を提示しなければならない。

(入院等の承認)

第6条 病院において入院診療を受けようとする者又は京都市京北介護老人保健施設において介護サービス等を受けようとする者は、別に定める入院等申込書を理事長に提出し、入院又は入所(以下「入院等」という。)の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。ただし、理事長が特別の理由があるとき、この限りでない。

3 理事長は、第1項の規定により入院等申込書の提出があったときは、その提出の順序及び症状を考慮して、入院を承認するものとする。

(指定訪問看護等の利用の承認)

第7条 京都市立京北病院において指定訪問看護等を利用しようとする者は、別に定める指定訪問看護等利用申込書を理事長に提出し、利用の承認を受けなければならない。

(利用の制限)

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、病院等の利用を制限し、又は第6条第1項若しくは前条の承認を取り消すことができる。

(1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(料金の額)

第9条 料金は、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法に規定す

る算定方法により算定し、その算定方法は、次に掲げるものによる。

(1) 診療報酬の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号）

ただし、日本国籍を有さず、かつ日本国内で有効な公的健康保険を有しない者に係る自費診療は、1点の単価を30円として算定した額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額。

(2) 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月6日厚生労働省告示第99号）

(3) 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第67号）

(4) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）

(5) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第21号）

(6) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）

(7) 介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年9月7日厚生労働省告示第411号）

(8) 介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の3第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年9月7日厚生労働省告示第412号）

2 前項の規定によりがたい料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年3月27日厚生労働省告示第129号）第2各号に掲げる先進医療に係る料金の額 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取扱いについて（平成20年3月31日保医発第0331003号）に基づき、医療機器使用料、人件費、医療材料及び医薬品等の費用を積算した額

(2) 助産に係る個室専用料のうち入院の日から起算して1箇月以内の期間に係るもの、分べん料又は分べん介助料、新生児保育料その他助産に係るもの（文書料を除く。）及び訪問看護加算料 別表第4に掲げる額

(3) 自動車損害賠償責任保険に要する費用の額 自賠責保険診療費算定基準（平成元年6月28日日本医師会第221号通知）に基づく額（当該額に10未満の端数があるときは、これを切り上げた額）。

(4) その他の料金の額 別表第4に掲げる額に、消費税法に規定する課税資産の譲渡等

に当たる場合にあっては、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額（当該額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。

（料金の納期）

第 10 条 入院診療又は短期入所療養介護等に係る料金は、支払の請求をした日から起算して 10 日を経過する日（その日が休診日に当たるときは、その日後最初に到来する休診日でない日）までに支払わなければならない。ただし、退院又は退所（以下「退院等」という。）をする場合においては、理事長が特別の理由があると認めるときを除き、退院等をする日に支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、分べん料その他の出産に伴う入院診療に係る料金については、当該料金のうち 100,000 円を、入院する日（理事長が特別の理由があると認めるときにあっては、別に定める日。以下「予納日」という。）までに支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 入院診療を受けようとする者（以下「入院申込者」という。）に係る被保険者（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法の被保険者をいう。以下同じ。）又は被保険者であった者（以下「被保険者等」という。）と法人との間で、予納日までに次に掲げる事項を内容とする契約を締結したとき。

ア 被保険者等が保険者から支給を受けることができる出産育児一時金（健康保険法又は船員保険法の規定による出産育児一時金又は家族出産育児一時金、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による出産費又は家族出産費及び国民健康保険法の規定による出産育児一時金をいう。以下同じ。）について、当該被保険者等の名において法人が保険者に支給の申請をし、法人が当該出産育児一時金を受け取り、これを入院診療に係る料金に充当すること。

イ 被保険者等に代わって法人が受け取った出産育児一時金については、その受け取った額の範囲において、保険者から当該被保険者等に出産育児一時金の支給があったものとみなされること。

ウ 当該入院診療に係る料金の額と法人が受け取った出産育児一時金の額との間に差額があるときは、入院申込者と法人との間でこれを精算すること。

(2) 京都市立病院において、児童福祉法第 22 条第 1 項の規定による助産の実施を受けるとき。

(3) 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けているとき。

3 指定訪問看護等（居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を除く。）に係る料金は、月の 1 日から末日までの利用に係る料金をその翌々月の 15 日までに支払わなければならない。

4 前3項の料金以外の料金は、病院又は診療所を利用した際に支払わなければならない。

(減免)

第11条 料金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証明する書面を添付して、理事長に提出しなければならない。ただし、別表第4に掲げる人間ドックその他の健康診断利用料については、この限りではない。

2 前項の規定による申請の理由が次の各号のいずれかに該当するときは、当該料金を減額し、又は免除することがある。

- (1) 生活困窮のため料金の全部又は一部を支払うことが困難であると認められるとき。
- (2) その他理事長が特別の理由があると認めるとき。

(給食)

第12条 付添人、看護師その他第6条の規定による入院等の承認を受けて病院又は介護老人保健施設を利用する者以外の者で、理事長が給食を必要と認めたものに対しては、給食を行うことがある。

2 前項の給食を受けた者からは、実費を徴収する。

(補則)

第13条 この規程において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、理事長が定める日から施行する。(平成23年10月20日から施行)

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月9日から施行する。ただし、別表第4にPET-CT健診利用料を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程中第1条の規定は平成25年7月13日から、第2条の規定は平成25年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年9月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年11月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

区分	診療科目	病床数
京都市立病院	内科、呼吸器内科、消化器内科、腫瘍内科、循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、血液内科、内分泌内科、感染症内科、糖尿病代謝内科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺外科、小児外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、臨床検査科、救急科、歯科口腔外科、麻酔科及び緩和ケア内科	床 5 3 8
京都市立京北病院	内科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、眼科及び皮膚科	3 8

別表第 2（第 3 条関係）

区分	診療日	受付時間
内科及び外科	月曜日から金曜日まで	午前 8 時 3 0 分から正午まで
整形外科	火曜日、木曜日及び金曜日	
小児科	月曜日及び木曜日	
泌尿器科	火曜日	
眼科	木曜日	
皮膚科	毎月第 1 金曜日	

備考 診療日が休日又は年始等に当たるときは、その日は、休診日とする。

別表第3（第3条関係）

区分	診療日	受付時間
京都市黒田診療所	金曜日	午後2時から午後4時まで
京都市山国診療所	月曜日及び水曜日	
京都市細野診療所	木曜日	
京都市宇津診療所	火曜日	

備考 別表第2の備考と同じとする。

別表第4（第9条関係）

区分			単位	金額
京都市立病院	個室専用料	A室	1 日	円 8,000
		B室		10,000
		C室		11,280
		D室		15,640
		E室		16,910
		F室		12,000
	選定療養費 (初診時)	医科	1 回	7,000
		歯科		5,000
	選定療養費 (再診時)	医科		3,000
		歯科		1,900
	特別長期入院料		1 日	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年9月12日厚生労働省告示第498号）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数（その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）に、10円を乗じて得た額
	分べん料（正常分べん）		1 回	200,000
	分べん介助料（異常分べん）			250,000
	分べん料又は分べん介助料の 時間外加算			10,000
	分べん料又は分べん介助料の 深夜加算			20,000
	新生児保育料		1 日	3,000
人間ドックその他の健康診断 利用料		1 回	診療報酬の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号）に準じて算定した額	
駐 車 場 の料金	診療を受ける者又は入退院時に付添う者	1 回	273円。ただし、使用時間が30分以内のときは無料、10時間を超えるときは超える時間30分までごとに273円を273円に加算した額	
	その他院長が定める者	無料		

		その他の者		1 回	2 7 3 円。ただし、使用時間が 3 0 分以内のときは無料、1 時間 3 0 分を超えるときは超える時間 3 0 分までごとに 2 7 3 円を 2 7 3 円に加算した額
京都市立京北病院	個室専用料			1 日	2, 5 0 0
	訪 問 看 護 加 算 料	健 康 保 険 法 第 8 8 条 第 1 項 及 び 高 齢 者 医 療 確 保 法 第 7 8 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 訪 問 看 護	時 間 内	1 日	利用時間が 2 時間を超えるときは、超える時間 3 0 分までごとに 1, 0 0 0 円を加算した額
			時 間 外	3 0 分	第 8 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により算定した額に 4 分の 1 を乗じて得た額 (利用時間が 2 時間を超えるときは、超える時間 3 0 分までごとに 1, 2 5 0 円を加算した額)
			深夜	3 0 分	第 8 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額 (利用時間が 2 時間を超えるときは、超える時間 3 0 分までごとに 1, 5 0 0 円を加算した額)
		介護保険法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護		3 0 分	第 8 条第 1 項第 5 号の規定により算定した額に 4 分の 1 を乗じて得た額
	半日人間ドック利用料			1 回	診療報酬の算定方法 (平成 2 0 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 5 9 号) に準じて算定した額
京都市京北介護老人保健施設の利用に係る個室専用料				1 日	1, 8 0 0
文書料	簡易な証明書		1 通	1, 0 0 0	
	普通の診断書又は証明書			3, 0 0 0	
	特殊な診断書又は証明書			5, 0 0 0	
	出生届又は死産届			3, 6 0 0	
	自動車損害賠償保障法の規定に基づき損害賠償額等の支払を保険会社等に請求するために用いる診断書又は証明書			5, 0 0 0	
	健康保険法の規定に基づき出産育児一時金、出産手当金又は家族出産育児一時金の支払を保険者に請求するために用いる証明書又は意見書そ			1, 2 0 0	

	その他これらに類する 証明書又は意見書		
	英文診断書又は証明書		10,000
その他		実費に相当する額	

備考1 個室を2人で使用する場合は個室専用料は、1人につき、使用する個室の個室専用料の額の2分の1に相当する額とする。

- 2 選定療養費（初診時）は、他の保険医療機関等からの紹介なしに受診した患者から支払いを受けるものとする。ただし、令和4年3月4日厚生労働省保険局医療課長通知第5号別添第3の16第3号及び第4号に該当する場合は、この限りでない。
- 3 選定療養費（再診時）は、他の医療機関等に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、市立病院を受診した患者から支払いを受けるものとする。ただし、令和4年3月4日厚生労働省保険局医療課長通知第5号別添第3の18第4号及び第5号に該当する場合は、この限りでない。
- 4 特別長期入院料は、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年9月12日厚生労働省告示第495号）第2条第7号に規定する入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護について徴収する。
- 5 多胎分べんの場合の分べん料又は分べん介助料は、第1子以外の出生児1児につき、第1子に係る分べん料又は分べん介助料の2分の1に相当する額を加算して得た額とする。
- 6 「時間内」とは、休診日以外の日午前8時30分から午後5時までをいう。
- 7 「時間外」とは、時間内及び深夜以外の時間をいう。
- 8 「深夜」とは、午後10時から午前6時までをいう。
- 9 介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に係る訪問看護加算料は、当該訪問看護が1時間30分を超える場合に徴収する。
- 10 訪問看護加算料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 11 京都市立京北病院において眼底検査及び眼圧検査を受けない場合の半日人間ドック利用料は、1回につき35,000円とする。
- 12 「簡易な証明書」とは、医療費の支払額又は入院日数に係る証明書その他これらに類する証明書をいう。
- 13 「普通の診断書又は証明書」とは、次に掲げる診断書又は証明書以外の診断書又は証明書をいう。
 - (1) 簡易な証明書
 - (2) 特殊な診断書又は証明書
 - (3) 出生届又は死産届

- (4) 自動車損害賠償保障法の規定に基づき損害賠償額等の支払を保険会社等に請求するために用いる診断書又は証明書
 - (5) 健康保険法の規定に基づき出産育児一時金、出産手当金又は家族出産育児一時金の支払を保険者に請求するために用いる証明書その他これに類する証明書
 - (6) 英文診断書又は証明書
- 1 4 「特殊な診断書及び証明書」とは、既往症、治療経過又は診断の詳細に係る診断書又は証明書その他これらに類する診断書又は証明書（出生届又は死産届及び自動車損害賠償保障法の規定に基づき損害賠償額等の支払を保険会社等に請求するために用いるもの及び健康保険法の規定に基づき出産育児一時金、出産手当金又は家族出産育児一時金の支払を保険者に請求するために用いるものその他これらに類するもの及び英文診断書又は証明書を除く。）をいう。